

第3回犯罪被害者等支援条例制定に係る懇話会 会議録（要旨）

1 日 時

令和元年6月13日（木）14時～16時

2 場 所

大阪市役所 5階 大応接室

3 出席者

【委員】（50音順・敬称略）

大川 哲次（副座長）	認定 NPO 法人 大阪被害者支援アドボカシーセンター	代表理事
川本 哲郎（座長）	同志社大学 法学部	教授
武 るり子	少年犯罪被害当事者の会	代表
田畑 耕一	TAV 交通死被害者の会	事務局長
林 良平	犯罪被害者の会（つなぐ会）	理事
松山 純子		弁護士

【オブザーバー】（敬称略）

伊藤 幸美	大阪府警察本部 総務部 府民応接センター	被害者支援官
-------	----------------------	--------

【大阪市】

田丸 卓嗣	市民局	理事
山本 功人	市民局	ダイバーシティ推進室長
古武 誠司	市民局	ダイバーシティ推進室 共生社会づくり支援担当課長
木村 和彦	市民局	ダイバーシティ推進室 共生社会づくり支援担当課長代理
木場 悟	市民局	ダイバーシティ推進室 人権企画課担当係長

4 議 題

（1）条例骨子素案について

5 議事要旨

資料の確認

議題（1）条例骨子案について

・資料に基づき、事務局より説明

事務局より、資料4ページの【意見の反映について】を説明

委員

- ・被害を受けた人が相談に来た時に、解決方法を一緒に考えるということと、国や地方自治体の施策で、これが足りないからこれを作ってほしいという、この2つを別個にできるような会議体を作ってほしい。
- ・基本法の後に基本計画ができ、基本計画推進会議の下に検討会が3つできて、その意見を基にいろんな施策が決まった。府や市でも、検討会を作ればそれでいいのではなく、条例改正などが実現できるような会議体を作ってほしい。

委員

- ・評価委員会には、有識者や当事者だけでなく、実際に被害者支援に携わっている人たちを入れないといけない。
- ・その人の上司や有識者など、実際に支援に携わっていない人が参加しても本当の問題点は出ないと思うので、実際に携わっている人たちの、うまくいかない例や、うまくいった例などを挙げながら、当事者はどう思うのかということについて話し合ったらいいと思う。

委員

- ・今の発言は、評価委員会ができるとしてもその前段階で、意見を吸いあげておくということ。
- ・トップの人ばかり集まって評価委員会を作っても、うまくいかないという意見である。

委員

- ・被害当事者や被害者支援に詳しい有識者の意見を聴いて、それを条例に加えるなど、もう少し被害者支援が進むように条例を改正する。
- ・条例に書いていないことでも被害者は切実に思っているのも、それは真摯にくみ上げるという気持ちが必要である。
- ・聴くだけ聴いてそれで終わりというのではなくて、それをより良い被害者支援に役立てるということをきっちりとやってほしい。
- ・基本法の23条でも、被害者の意見を施策に反映しなさいと書いてある。
- ・意見を聴いて、実のあるものとなるようにやってほしい。

事務局より、資料4ページの【被害者等が集まれる場所について】を説明

委員

- ・定期的に市政ニュースや府政ニュースなどで開催周知し、そこに被害者や弁護士、被害当事者が集まり、困っているようなことを一緒に語り合うという方法もある。
- ・会議室を市が提供して、そこでやるという形にする。
- ・ボランティアでずっと参加するのはしんどいので、時給や交通費について参加する人のことを考えてほしい。

委員

- ・大阪で「被害者が集う日」というのを月1回でも設けてはどうか。
- ・自由参加でそういう場所があったら集まってくると思う。

委員

- ・どこの市町村でも月に1回、無料弁護士相談や税理士相談などがあると思う。そのうちのひとつを、犯罪被害者等支援のカウンセラーが来る日とすれば、既存の相談の中で場所を提供できる。
- ・大阪市内だと広いから、各区役所でやるといったこともあるのではないか。

委員

- ・被害者がどこに繋がっているのかというと、アドボカシーセンターの方が圧倒的に多いのではと思う。
- ・繋がっていない人の方が圧倒的に多いと思うので、定期的を開催するというスタンスを見せるという意味では意義があると思うが、最初は一定の重大事件に絞ってでも、事案があった時に関係者会議のような形で関係者が集まれるような体制を作れるようにしてほしい。
- ・ある特定の事案が起こった時に、関係者会議を調整してほしいと連絡した時に、それぞれの専門家に集ってもらえるような仕組みがあるといいなということを、各委員の意見を聴きながら思った。
- ・「意見の反映」については、制度論と、その必要性を共有するという意味で生の声を聴くということの2段階必要なので、制度論は評価委員会というようなものが適当だと思う。
- ・生の意見を聴く場というのは市役所では難しいので、やはり民間の支援団体とどれだけ連携できるかということだと思っている。

事務局

- ・本日欠席の委員から意見をいただいている。
- ・被害者団体や民間支援団体等に大阪市が委託して、定期的に特定の場所で相談窓口を開設し、被害当事者が集まれるオープンな空間に専門職を派遣して相談に応じるという体制を敷くという案を提案する。

委員

- ・私たちは集会を1年に1回やっているが、200人から300人が会場に来てくれて、遺族が30人くらい来る。
- ・会場には弁護士やいろんな関係者が来てくれるので、その場所ではできないけれども、懇親会に移ったときに相談をしたりすることができるようになった。つながってよかったと思っている。
- ・に専門家がいる相談場所を置いて、相談のある方はどうぞということができたらいいと思っていたところ、懇親会でできるようになったので良かったが、遺族の団体が何か開催するときに、そういうことが一緒にできたらすごくいい。

委員

- ・被害者が集まれる場所というのは大賛成である。
- ・初期対応については、チームを作って出向くべきである。
- ・10年、20年経っても社会が我々を受け入れてくれなかったという思いがあるので、それぞれの段階での課題というのは持っている。
- ・そういうことは、ゆったりした定期的な場所ですればどうかと思った。

事務局より、資料1ページの【権利について】を説明

委員

- ・支援条例というよりも、権利条例にしてほしい。
- ・これまでの条例は支援条例となっているが、支援ではなく権利がいるということで、自治体が被害者の権利を考えて、市民をどう守っていくかという姿勢の問題だと思っているので、ぜひ権利という名前の条例にしてほしい。

委員

- ・被害者の権利回復なので、大阪市の条例の特長として権利条例というのを考えてもいいのではないかと思う。

委員

- ・権利条例というのは、権利があるのだから支援していくという姿勢のことを言っており、権利を規定しようとは思っていない。

委員

- ・被害者の中には権利を侵害されている方もいるので、権利条例であつたらいいと思っている。
- ・例えば、ブラック企業は労働基準法違反で犯罪であるが、それによって犠牲になっている人など、全ての人の権利回復ということも考え、みんなが笑顔で暮らせる街を作ることであれば、権利条例としたらいい。

委員

- ・自分でできることはするが、できないことはしてほしいということを言い続けたが、権利というのは私たちにとってとても大事な言葉である。
- ・家族が殺されて、死んだ者には権利も何もないよとはっきりと言われた。
- ・でも、残された家族は生きていかなければいけないんだということを、ずっと言っていたので、権利という言葉は、私たちにとってもすごく大事な言葉である。

事務局より、資料1ページの【定義について】を説明

事務局

- ・欠席の委員から意見をいただいている。
- ・定義について、被害者団体の定義をぜひ盛り込んでほしい。
- ・被害者団体と「どのような支援・連携が考えられるか」という問いとして、市内、区内の講演依頼や、被害者団体への事業補助等が考えられる。
- ・「支援・連携の対象とする被害者団体と、対象とならない被害者団体を区別すべきか、また、区別する場合の基準」についてであるが、条例の中では基準は設ける必要がないと考える。

委員

- ・今の意見を聴いて、条例の中に被害者団体の定義づけることは大事だけれども、区別は必要ないと思う。

事務局より、資料2ページの【市役所内の支援体制について】を説明

事務局

- ・欠席の委員から意見をいただいている。
- ・犯罪被害者を、発言者あるいはオブザーバーとして、「大阪市犯罪被害者等支援にかかる庁内連絡会議」に同席してもらう体制を確立すべきだと考える。
- ・庁内連絡会議へ当事者に出席いただくことで、犯罪被害者の実際を肌で感じ、犯罪被害者支援におけるそれぞれの部署の役割を真剣に考えてもらう機会になると考える。

委員

- ・先ほどの意見にも関わるが、課長級が参加されるのは当然としても、それに加えて現場の方、最前線で活動される方の意見を吸い上げるということ、考えていただきたい。

事務局より、資料2ページの【初期対応について】を説明

委員

- ・「軽微」というのは誰が決めるのか。
- ・病院を例で言うと、受付にベテランのドクターがいて、初診の人の話を聴くだけで、これは何科だといって連絡を入れるということが理想。
- ・ドクターなら細かいところまで指示できるが、看護師はどこに行きなさいということはある。
- ・明石市では、弁護士も市役所の職員であり、窓口の被害者支援もやっている。今言った医療機関のベテランのドクターが窓口にいるような効果がある。
- ・基本はどんな被害者が相談にきても、初期対応するという態度でやっていけばいい。
- ・あとはいろんな被害者問題のことについて勉強し、ある程度の判断が下せるような看護師みたいになってくれたらいいと思う。

委員

- ・「軽微」というのは私が申しあげたが、本当は軽微ではないけれども、軽微と思われがちだということである。
- ・もうひとつ、いじめや虐待とか、この程度なら遊び半分だとか、見誤ってしまう。
- ・ところが実際には、大変なことになるということがある。
- ・だから、「軽微」というのは言葉としてはやめ、全ての被害に対してというものに変えた方がいい。
- ・被害発生後1週間くらいは、声をかけ続けることが大事だと思う。大丈夫かなと思っても、1週間くらいは声をかけ続けるだけでも安心感があるし、何かあった時にあの人だったら言いやすい、というようなことでいいと思う。

委員

- ・詐欺被害者の方から、「犯罪被害者の相談窓口に行った時に、重大犯罪を柱に置いているからと、すごく軽い感覚で扱われ、とても悲しかった。」ということを知ったので、窓口は何でもどうぞという形で広げてほしい。
- ・窓口は広げてもらい、そこから段々と整備ができるのではないかと、いろんな人の関わり方で整理ができるのではないかと考える。

委員

- ・相談を拒否するというのは、初期対応としてどうかと思う。
- ・全て受け入れて、窓口で相談に応じる。そういう対応をする方が、市民も利用しやすいと思う。
- ・行っても無駄だというような感じを抱かしたら、本当の支援にはならない。
- ・軽微というよりは、犯罪の被害者は受け付けるというようなシステムを取る方がいいのではないかと考える。

事務局

- ・欠席の委員から意見をいただいている。
- ・警察に認知された犯罪（認知件数）は、初期対応の対象とすべきだと考える。
- ・初期対応をする窓口の連絡先を明記した紙を警察や行政などで配布し、窓口の周知を図る必要があると考える。

委員

- ・初期対応の呼びかけをどれだけできるかということで、必要な人に情報が届いているか、仕組みが用意されているかということを整備して、今よりも多くの人々が簡単にアクセスできるようなシステムを作ってほしいと思う。

事務局より、資料2ページの【相談及び情報の提供等について】を説明

委員

- ・役所の場合は配置換えがあるので、その部署ですべて担当することもできないと思うから、OB職員を使ってはどうか。それと、臨床心理士や社会福祉士、心のケアができるような人を配置すべきである。
- ・要は、慣れている人、被害者支援の相談ができる人を置かないと全く意味がない。
- ・相談というのは、被害者支援の第一歩であり、最も重要な分野なので、ここにはぜひ力を入れていただきたい。

委員

- ・私からは人材の養成。条例ができるのは第一歩なので、条例ができてからは人材を養成していったって、10年20年かかることなので、そういうベテランが育ってきたら、相談のレベルが上がってくる。

委員

- ・相談でベテランを配置すると、新しい人が育たなくなってしまうという矛盾がある。
- ・うちの会にメールで相談があった時、私がメールの相談窓口であるが、相談者の了解を得たうえで、そのときは必ず5、6人の事務局メンバーと、メールのやり取りを共有する。
- ・うちの会にもいろんな電話があり、全然関係ないようなものもあるが、最初の30分はまず聴く。
- ・どこにも相談できない、しゃべる相手がいないという人が、勇気を振り絞って電話をしてくる。その人たちも社会から追いやられているということを考えたら、この条例の対象かなと思う。

委員

- ・私も同じく、少年犯罪じゃないなと思っても、聴くことである。
- ・その人は勇気をもって電話をしているわけだから、それを「いや、ここじゃない」とすぐに言うことはできないので、しっかり聴いていくうちに、ちょっとずつ整理ができていく。
- ・うちはこんな会ですと言ったら、「そうじゃないな」と向こうが気付くわけである。
- ・私は、大阪であればアドボカシーセンターを紹介したり、その都道府県の窓口を紹介したりしているが、最初はいろんな電話がくるかもしれないけど、まず長くなっても聴いてもらいたい。そして、きっと整理はできる。

事務局より、資料3ページの【経済的負担の軽減等について】を説明

委員

- ・見舞金や支援金という性質のものを大阪市から出してもらえると、すごくありがたい。
- ・家族のお葬式をする時や、そのあとに知り合った人たちとも話をして思ったが、お葬式代なんて突然のことで準備していない。みんな苦労したと言っていたし、私もそうだった。
- ・結局そこまではできなかったが、私は会を作るときに、お葬式代は支援できるような会にしたいと思っていた。

- ・会の人たちの様子を見ると、体調を悪くする人や仕事に行けなくなる人もいて、収入が減ってしまう人が多い。そんな時に、会社の理解を得るために支援をするということだが、支援を受けられる会社はどれだけあるのかと思う。せめて見舞金や支援金はしっかり掲げていただきたい。
- ・地域でうわさが広がって、被害者も悪いというものすごい誹謗中傷があり、引越しをする人もいる。気にしなければいいが、弱った精神状態なので、気になって住めなくなる人がいる。引越しをせざるを得ないので、その引越し費用の一部だけでもみてもらいたい。
- ・もっとたくさん例はあるが、私たちの会でさえそれだけいるので、もっとたくさんのことがあると思うから、お金の支援というのは絶対必要。

委員

- ・今一番遅れているのは、経済的支援である。ここが一番大事。
- ・たたき台の9条では、経済的負担の軽減と書いているが、もう少し実のある規定をしてほしい。
- ・生活資金の支給、一時的な生活資金の助成など、神戸市、名古屋市、横浜市の条例でも書いているおり、摂津市も見舞金とはっきりうたっている。
- ・明石市は、金額に限度はあるが訴訟のお金を出す、損害賠償金を取れない場合は立て替える、など本当にすごい。犯人を捜す費用まで出してくれる。
- ・明石市は特別だと思わず、そういうところを目指して、少しでもそれに近いことをやろうと、同じ地方公共団体なので、それくらいの意気込みが絶対必要だと思う。
- ・基本法でも、公共団体は給付金の支給に係る制度の充実に必要な施策を講じなさいと書いている。
- ・大阪市の条例の目玉は、第1回懇話会で出た経済的支援について文言を書くことである。
- ・これから経済的支援というのは、日本でもいっくらか進んでいくと思うが、ヨーロッパ並みには言わないけれども、ここをきっちり文言で出すことで、今回の大阪市の条例は一步進んだ条例だなという感じになると思う。今のたたき台では全く不十分。

事務局より、資料3ページの【精神的被害からの回復に向けた支援について】【学校教育・広報について】、4ページの【支援を行わないことができる場合について】【損害賠償について】を説明

事務局

- ・欠席の委員から、精神的被害からの回復に向けた支援について意見をいただいている。
- ・大阪市が精神科病院協会や精神科診療所協会等に犯罪被害者への理解をいただき、犯罪被害者の初期診察とケアができる体制を整える必要があると考える。
- ・PTSDの専門治療ができる医師を増やしていくことも大切な視点であるが、犯罪被害者が受診したときに、二次被害を与えず適切な治療を施してもらえる医療機関を一つでも増やしていくことが求められている。
- ・そのための職能団体を通じての普及啓発が欠かせないと考える。

委員

- ・私は22年も会をやっているが、当時知り合った人がいまだに睡眠薬を飲まないで眠れないとか、

波があったりする人が必ずいるので、ご意見のようなことは必要だと思う。

- ・初期段階からどのように刑事裁判に関われるかとか、最初にどれだけいい弁護士にめぐり合えるかとか、どれだけ理解のある警察官と関われるかとか、民間団体のいい窓口を見つけるとか、そして最後に私たちのような自助グループを見つけることができた人と、全くそういうことができないままきた人とは違う。まずは初期段階にどれだけ力を入れるかが大事だと思う。
- ・そこをしっかりと整備するか明文化するか、ここに盛り込むことが大事だと思うので、そこに力を入れてほしい。

委員

- ・新しいものなので、それだけの蓄積がないから、その点は慎重にやらないといけないと思う。

委員

- ・被害者支援で、今の日本に足りない現状を動かす一番の力は国民の理解であり、広報というのはすごく大事だと思う。
- ・被害者の実情はこうだということを、小学校や中学校の義務教育の中に入れてほしい。
- ・もう一つは、基本法に国民の責務として犯罪被害者支援に協力するよう書いてある。こんな法律があることをほとんどの人が知らないなので、これをいかに広報するか。
- ・犯罪被害者週間があるのだから、それを全面的に市の行事の一環としてやってほしいし、週間だけでなく、年間を通じて広報するということがすごく大事である。
- ・市民に被害者支援がいかに必要かということを、大阪市は頑張って広報してほしい。

委員

- ・社会のいろんな課題を学校教育の中に取り入れるということも、一般論としては正しいことだと思う。
- ・それはどうするかというと、教師がどれだけそのことを理解できるかということである。
- ・学校でやることも必要だと思うが、大人に対する啓発も並行してやる、大人も勉強し直すということが大事だと思う。